

放送大学学生の単位認定に関わる不正行為に関する取扱要項

令和8年3月18日
教授会決定

(目的)

第1条 この取扱要項は、放送大学学生の懲戒に関する規則（平成22年放送大学規則第3号。以下「懲戒規則」という。）第2条第3号に定める、学生の単位認定に関わる不正行為に関する取扱いに必要な事項を定めることを目的とする。

（単位認定に関わる不正行為の対象となり得る行為）

第2条 単位認定に関わる不正行為の対象となり得る行為は以下の通りとする。

- 一 代理受験（受験する本人以外の者が、本人に代わり受験する行為）
- 二 代理受講（受講する本人以外の者が、本人に代わり受講する行為）
- 三 剽窃（他者又は生成 AI 等が作成した文章又は図表等を、あたかも自身が作成した文章又は図表等として使用する行為及びこれに類する行為）
- 四 複製（他者が作成した解答等を書き写す行為及びこれに類する行為）
- 五 掲載（成績評価にかかる課題若しくは通信指導問題、又はこれらの解答等をウェブサイト・SNS 等に本学に無断で掲載する行為）
なお、本号における「解答」には以下が含まれる。
ア.当該科目の担当講師が作成したもの
イ.当該科目の担当講師以外の者（生成 AI 等を含む。）がその内容を作成したもののうち、放送大学名、授業科目名又はロゴマークなどを併せて掲載するなどして本学の授業におけるものであることが分かるように掲載したもの
- 六 解答募集（成績評価にかかる課題又は通信指導問題の解答を他者に求める行為）
- 七 不正幫助（他者の不正行為を幫助する行為）
- 八 受験又は受講において指示された事項に違反する行為
- 九 システム不正利用（オンライン授業システム又はライブ Web 授業システム等に対する不正アクセス又は意図的に負荷をかける行為及びこれらに類する行為）
- 十 虚偽登録（授業に参加せずに出席登録を行う行為）
- 十一 その他公正・公平な試験又は授業の実施等を妨げると認められる行為
（不正行為の調査）

第3条 前条各号に掲げる不正行為が疑われる場合の調査は、以下の通り行うこととし、不正行為の相当の嫌疑があるか否かを判断する。

- 一 放送授業関係 学長が指名する副学長（以下、「副学長」という。）が、不正行為が疑われる学生の通信指導提出情報又は単位認定試験受験情報、その他必要な情報を調査することにより行う。

二 面接授業関係 面接授業科目を開設する学習センター所長（本部開設の面接授業科目にあっては、副学長。）が、必要に応じ、不正行為が疑われる学生が所属する学習センター所長の協力を得た上で、当該不正行為が疑われる学生のレポート等の提出物の内容について、他の受講者のものと照合すること、その他必要な情報を調査することにより行い、副学長に報告する。

三 オンライン授業関係 副学長が、不正行為が疑われる学生の受講履歴データを調査すること、同人の設問解答、課題解答等の内容について他の受講者のものと照合すること、その他必要な情報を調査することにより行う。

四 ライブ Web 授業関係 ライブ Web 授業科目を開設する学習センター所長（本部開設のライブ Web 授業科目にあっては、副学長。）が、必要に応じ、不正行為が疑われる学生が所属する学習センター所長の協力を得た上で、当該不正行為が疑われる学生の受講履歴データを確認すること、同人の設問解答又は課題解答等の内容について他の受講者のものと照合すること、その他必要な情報を調査することにより行い、副学長に報告する。

（調査後の対応）

第4条 前条の調査の結果不正行為の相当の嫌疑があるとされた場合には、副学長は、次の対応を行った上で、当該学生による不正行為の事実の有無を認定する。

一 仮に当該学生が不正行為を行ったと認定された場合には、第5条の措置の対象及び懲戒の対象となり得ることを当該学生に事前通告すること。

二 当該学生に対して、必要に応じて、当該不正行為に関する事情聴取を行うこと（面接授業科目及びライブ Web 授業科目においては、その科目を開設する学習センター所長が行い、副学長に報告する）。

（教育上の措置）

第5条 前条の規定により当該学生による不正行為の事実を認定した場合、副学長は当該学生に対して次のいずれかの措置を行うことができる。

一 不正行為を行った当該科目の通信指導提出及び単位認定試験の受験の無効並びに当該科目の再試験を認めないこと、成績評価を行わないこと又は学習成果の認定を行わないこと。

二 不正行為を行った学期のすべての授業科目の通信指導提出及び単位認定試験の受験の無効並びにそれらの授業科目の再試験を認めないこと、成績評価を行わないこと並びに学習成果の認定を行わないこと。

（通知及び公示）

第6条 前条で決定された措置は、当該学生に対して通知文書を送付することによって通知するものとし、学習センター及び教務情報システム上において、不正行為認定者数、行った教育上の措置の内容及びその理由について公示を行う。公示は、学習センターにおいてはセンター内に掲示し、教務情報システムにおいてはすべての学生が確認可能な場所に掲載を行う。

(懲戒該当行為の報告)

第7条 副学長は、第5条に定める措置を行った場合、当該学生による不正行為にかかる事実関係につき学長に報告するものとし、学長は懲戒規則第5条に基づき、審議の必要性について判断を行う。

(その他)

第8条 この取扱要項に定めるもののほか、単位認定における不正行為に関する取扱いに必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この取扱要項は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 この取扱要項の実施に伴い、単位認定試験における不正行為に関する取扱いについて（2021年6月16日2021年度第3回教授会）、放送大学の面接授業における不正行為に関する取扱いについて（2022年12月21日2022年度第8回教授会）、及び、放送大学のオンライン授業における不正行為に関する取扱いについて（2021年7月21日2021年度第4回教授会）は、廃止する。